

## 藤岡市最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合も含む。)及び藤岡市契約規則(平成11年規則第2号)第8条の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、競争入札により設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える測量、建設コンサルタント等業務の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格の算出方法は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10分の9から10分の7までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格の算出方法は、次に掲げる業種の区分に応じ、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10分の8から10分の6までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されている旨を周知しなければならない。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第7条 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

(建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務以外のその他業務についての適用)

第8条 この要領で規定する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務以外のその他役務の提供に係る業務(清掃及び警備の業務、機械の保守管理業務、電算業務等)の最低制限価格は、市長が契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認めた場合に限り設けることができる。

2 前項の規定により最低制限価格を設けた場合は、第5条から第7条までの規定を準用するものとする。

(補則)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名競争入札通知書を行った入札について適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名競争入札通知書を行った入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。